

## **【事案Ⅱ－１４】入院共済金請求**

・平成 31 年 1 月 4 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

申立人が、アルコール性慢性肝炎、急性胃腸炎およびアルコール依存症による断酒治療による入院共済金を請求したところ、被申立人から約款・事業規約上の「入院」に該当しないとして、一部を除き支払対象外とされたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、合計 196 日間（平成 28 年 1 月から平成 30 年 4 月）の入院に対する入院共済金を申立人に支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

被申立人の共済金支払拒否決定は明らかに不当なものであるから、裁定を求める。

(1) 申立人は、申立ての趣旨にかかる期間のうち、平成 28 年 1 月の入院について、アルコール性慢性肝炎および急性胃腸炎により、A 病院で入院加療の指示を受け、入院治療を受けた。

また、平成 30 年 4 月の入院について、B 病院で入院加療の指示を受け、アルコール依存症による断酒治療のため、入院治療を受けた。

被申立人は、A 病院における入院治療について、申立人の入院中の態度や、通院治療であっても治療が可能であったこと等を理由に、入院給付金の支払いを拒否している。

また、B 病院における入院治療についても、共済金未払いの状態である。

(2) 申立人はアルコール依存症であり、慢性アルコール肝炎のため、A 病院担当医師は、直接的な治療のほか、禁酒・薬物治療に伴う申立人の状態が安定するまで医師の管理下におかなければ、申立人が帰宅直後に再び飲酒し危険な状態に至る蓋然性が高いと考え、入院して申立人をその管理下に置かなければならないと考えたものである。

また、一般的に生命ないし健康に深刻な害悪が及ばないよう、アルコール依存症ないしその傾向にある患者に、禁酒や薬物治療を実施して状態を安定させるため入院指示すべき例が多いことは知られているところであり、当該治療は健康保険の適用となる正当なものである。

B病院担当医師についても、断酒治療を施さなければ生命、健康に著しい害悪が発生すると考え、申立人に対し入院治療を指示したものである。

- (3) 被申立人が共済金を支払わない理由は、病院の指示に従わない申立人の性格を非難する意味を持つに過ぎず、本件事例のもとにおいては、明らかに共済金支払を拒否する理由となるような性質のものではない。

### ＜共済団体の主張＞

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求を棄却する、との裁定判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

申立人について、遅くとも裁定申立ての対象となっている平成28年1月の入院よりも前の時点において、他の共済契約または保険契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反すると認められる状態などの解除事由が発生したため、被申立人は、平成30年11月の通知書にて、申立人との共済契約を重大事由解除し、当該解除の意思表示は申立人に到達した。

被申立人の約款・事業規約では、被申立人は、解除事由発生後に発生した共済事故にかかる共済金の支払義務を負わない。

また、申立人の主張する入院は、被申立人の約款・事業規約上の「入院」の定義にも該当しない。

よって、申立人の請求には理由がない。

### ＜裁定の概要＞

被申立人より、債務不存在確認等請求事件として訴訟提起され、審議開始後に訴訟係属されている旨の証明書類による報告を受けた。

審議会において訴えの内容を確認したところ、裁定手続規則第28条第二号に規定する事由に該当するものと判断し、本裁定申立案件については裁定審議を打ち切るとともに、同規則第30条第1項第二号により裁定手続を終了することとした。